

# 調査と情報

2006. 1

## 巻頭言

---

JA批判に立ち向かう..... 1

## 寄稿

---

待ったなし、営農指導事業改革..... 2  
東京農工大学大学院共生科学技術研究部  
助教授 野見山 敏雄

## 調査研究

---

地域の社会・経済環境からみた農協組織  
人口動態の変化を踏まえて ..... 4  
食品のトレーサビリティ導入状況と課題.....13

## 農協の中期的課題

---

担い手への園地集積で産地の発展を図るJAみっかび...22

## WTO交渉重要品目

---

日本における落花生の生産と輸入の動向.....26

## 研究の視点

---

どうなる、これからの水産物消費.....30

## ぶっくレビュー

---

『野菜の価格形成分析』.....31

## 統計の眼

---

木材価格と林業支援.....32

## JA批判に立ち向かう

1997年の三洋証券以降相次ぐ銀行、証券の破綻から我が国の金融システムは大きく揺らぎ系統信用事業も大きなダメージを受けた。不良貸出や有価証券運用の失敗により破綻に追い込まれる信連やJAもあった。当時は破綻を事前に食い止める手段がなく、お互いにチェックし合う仕組みの必要性が切望された。2000年の第22回JA全国大会では、信用事業の強化がうたわれ、そんな動きの中で2001年6月に再編強化法、農協法・農林中金法が改正され、2002年1月にJAバンクシステムがスタートした。農林中金は再編強化法の下、信連、JAの指導が義務付けられ、この法律に則って制定された基本方針・自主ルールにより、事前のモニタリングを行いながら破綻を未然に防止し、ペイオフ解禁をクリアー、金融システム不安の中でJAバンクシステムの信頼を守り切った。一方、資金の効率運用は最大の経営課題であり、安定した収益性の高いポートフォリオの構築により市場レートをはるかに上回る運用成果を還元することでJA経営をサポートしてきたという自負がある。

規制改革・民間開放推進会議をはじめとするJA批判が一段と厳しい。小泉改革で自民党が選挙で圧勝したことがこれに拍車をかける。郵政、道路、医療の次はJA改革ということになるのだろう。しかし、戦後の食糧難の時代に行政の代行機能的性格があったため「官」のイメージを持たれがちだが、言うまでもなくJAは純然たる民間の組織、協同組合である。本来郵貯と一緒にされて行政にとやかく言われる筋合いは基本的にはない。ましてJAの存在が農業の構造改革のネックになっており、よってJAから信用・共済事業を分離して農業関連事業に特化すべきとの議論は、ためにする議論と言わざるを得ない。上記会議の議論を見ても、担い手への直接支払、農地の効率的利用の推進、農業関連流通等の改革について等が幅広く議論されているが、この議論の延長上では信用・共済を分離すべし、とはならない。論理の飛躍がある。今でもJAの事業基盤は全くフリーな市場で、特に大口組合員の所には銀行、信託、証券、保険等が入り乱れて参入し草刈場となっているし、住宅ローン然り、農業貸出にしてもメガバンクから地銀、リースはじめノンバンク等との激しい競争下にある。すでに開かれた市場であり、JA対その他業界の公正な競争がなされている。となると分離論の真意は、JAの最大の強みである総合事業性を解体して弱体化させ競争条件を有利にすることにあるとしか考えられない。外資、商社等も含め外の世界からは美味しい市場に見えるのである。信用・共済を分離すれば、信用・共済、経済事業とも上手くいかない。これは理屈ではなく長年の経験からの直感である。経済事業を立派に行い採算の取れているJAもあるが、分離により赤字となりいずれ破綻というJAも必ず出てこよう。経済事業が上手くいかないということは地域農業、地域社会の衰退を来す。地域農業を守り育てる役割は協同組合であるJAにしか出来ない。議論に惑わされることなく、儲かる経済事業、組合員から支持される経済事業への改革を着実に進めるしかないが、全国JAの実態は千差万別である。今年はJA大会が開かれるが、とにかく現場から自分達のJA将来ヴィジョンを描くことが全ての出発点である。時間はあまりない。

(代表取締役社長 大多和 巖)

## 待ったなし、営農指導事業改革

東京農工大学大学院共生科学技術研究部  
助教授 野見山 敏 雄

### 1 戦後農政の大転換

農林水産省は2005年10月に経営所得安定対策等大綱を決めた。対策の第1の柱は、資格要件を限定した担い手に対する品目別横断的な経営安定対策である。第2の柱は、全農家を対象とする農地・水保全と環境保全型農業に対する国の支援である。この農政転換の詳細について述べる紙幅はないので省略するが、地域農業における担い手の確保と育成が喫緊の課題であることは間違いない。これまでの農協は組合員の平等を基本に事業をすすめてきた。しかし、今度の経営安定対策は大規模農家と20ha以上の集落営農組織に施策を集中する。そして、その重要な役割を求められているのが農協の営農指導事業である。同対策の実質的な期限は07年産麦の播種までなので、あと1年を切っている。残された期間、地域の総力をあげて担い手確保に取り組む必要がある。

その一方で、2001年農協法改正によって営農指導事業は農協の第1事業に格上げされたが、その改革はいまだ緒に就いたばかりである。各都道府県中央会では全国農協中央会がとりまとめた「JAグループの営農指導機能強化のための基本方向」に沿って、営農指導事業の改革方針が策定されている。

また、改正農業改良助長法が2005年4月に施行された。改正の主旨は、協同農業普及事業の運営の効率化のために、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化すること、地域農業改良普及センターについての必置

規制を廃止し都道府県が自主性を発揮し、課題に応じて試験研究機関、農業大学校との一体的支援の充実強化等、臨機応変に対応できる組織へと改編できること、普及手当の上限規定を廃止し、必要に応じ人材を確保できるようにしたことなどである。このように、農業者の農業経営及び技術の向上に関する指導を担ってきた営農指導事業と農業改良普及事業は共に大きな転換期を迎えているといえる。

### 2 営農指導事業と農業改良普及事業の連携

営農指導事業と農業改良普及事業の受益者たる農業者は一見同じ集合のように思えるが実際は異なっている。当該地域で営農する農業者はすべて基本的に普及事業の対象者だが、対象地域の広域化と普及職員数が限られていることから、指導対象となる集団や個別農家は限定される。また、営農指導事業の対象は当該農協の組合員であるが、その重点的な指導対象は自ずと品目別に組織された部会員となる。そのため、農業改良普及事業からも営農指導事業からも指導を受けない農業者群が存在する。その多くは農協の販売事業から離脱した兼業農家や高齢農家、農協共販に属さない農事組合法人や任意出荷組合などの農家群である。近年、それら農業者群は増大していると思われる。この現実を無視してはこれからの農業再編の方向については語れないと考える。営農指導事業改革をいくら唱えても現実の組合員は多様化していて、営農指導事業の受益者は品目別部会員に限られていると

言って良いだろう。

ところで、これまでの営農指導員と普及員の役割分担はおおよそ次のような文脈で語られてきた。営農指導員は地域に密着して多くの情報を持っているので現状の把握が優れている。普及員は試験研究との連携や広域的な情報を持っているので、具体的な事例を応用した指導と成果の検証に優れている。それぞれの長所を分担し、連携を確実に行えば産地は発展する。だが、現状は大きく変化している。農協の広域化が進み、人事異動も頻繁に行われるため、地域に密着し事情に精通した営農指導員は少なくなっている。また、普及事業は行政の一部局としての位置づけが強まり、現地に足を運ばず役人化した普及員が多くなったと聞く。つまり、無条件に営農指導事業と農業改良普及事業が連携可能という実態は過去のものになったのである。

さらに、農協職員の現場体験が希薄で、個別農家の経営や暮らしを見ることなく、営農指導と事業推進が行われている実態が見受けられる。また、職員と組合員との意識の食い違いがあることを多くの営農指導員が吐露しており、農協再生のためには、職員が組合員のために何ができるのか、何をすべきなのかを再確認することがまず出発点だろう。これまで、営農センターを地域農業の司令塔にすべく、購買、指導、販売のそれぞれの事業を一体的に運営することは語り尽くされていることだが、それを実践している農協は未だ少ないように感じる。総合農協こそが司令塔の機能を果たすことができるのであって、早急にこの点を建て直さないと組合員は農協からますます離れて行くことになるだろう。

営農指導事業と経済事業との一体的改革については、どの農協も手を打ちつつあるが、先進する産直組織や農業生産法人に比べると、まだ手ぬるい感じがする。農協組織が大きく

なるなかで、多様な組合員を抱えており、その舵取りが一段と難しくなっている。しかし、新しい販売チャネルの開拓やフードビジネスとの契約取引を始める場合、スピード感ある市場対応と産直事業の専任部署の設置は欠かせない。そして、農協のトップリーダーは、いま必要な組織改革は何か、なぜ行うのか、という基本方針を組合員に明確に説明する責任がある。

### 3 地域農業と農協の再生のために

これまで、地域農業振興と農協の事業改革に関する提言や講演会は過去何度も行われ、その場では啓発されたことがあっても、日常の仕事に埋没して課題解決が実行に移されることはなかったのが現実であろう。しかし、農協がばらけ、こわれるまでに残された時間は少ない。役職員と組合員は一体となって、農協の協同組合の価値を見いだす努力をすること。そして、組合員のための農協を目指すこと。そのための営農指導事業と経済事業の改革を行うことである。

地域農業と農協が共に再生するには、農家、農協、地方自治体が一体となって取り組まなければならない。そして、地域の農業と環境を守るのは、農協の地域社会に対する責任であることを認識し、地域住民を巻き込みながら、次の農業戦略を立てることが重要だ。地域づくりは人と人が結び合いながら行うことを再認識しなければならない。

その一方で、財界による農協攻撃は激しさを増している。農協に信用・共済部門の分離を迫り、総合農協を解体させようとしている。そして、経済事業の全国組織である全農も分割させて弱体化しようとしている。農協が農協として存在価値を見いだされるには、組合員と地域社会から是非必要であるというものがなければならない。まさに、この1年間で農協にとって正念場になるであろう。

## 地域の社会・経済環境からみた農協組織

### - 人口動態の変化を踏まえて -

#### 要 旨

- 1 農協は地域農業と地域社会をその組織基盤としているが、全国の農協を地帯別にみると、農業並びに農協の組織・事業への依存度が高い地帯ほど、人口減少や高齢化が著しく、また地域の経済情勢も厳しい傾向がみられた。
- 2 また、農協の組織・事業データと地域データを比較すると両者には密接な関係があり、今後の農協組織基盤を考える上で、農業情勢だけでなく、地域の社会・経済環境も重要な意味を持つことがうかがえた。
- 3 農協が組織基盤の大きな部分を依拠している農村部で今後人口動態の大きな変化が予想され、農協はそれがもたらす組織基盤の変化に対応した組織・体制の整備と新たな組合員・地域ニーズへの対応を早急に進めていくことが必要になってこよう。

#### はじめに

農協は地域農業と地域社会を基盤とする組織であるが、現在その組織基盤は、農家の高齢化、担い手・後継者不足、農産物価格の下落、地域経済の低迷等により、様々な問題を抱えている。しかし、それは全国一律に生じているのではなく、地域ごとのそれぞれの事情により、異なった様相を呈しながら生じているものである。筆者は本誌2005年1月号で、中国地区管内の農協の組織基盤について分析した結果、とくに離島、中山間地域等人口減少と高齢化が予想される地域で管内人口に占める農協組合員比率や正組合員比率が高いことから、農協にとってその対応が非常に重要になることを指摘した。本稿では、その分析をさらに拡大し、日本全体の視点から農協の組織と地域の社会・経済環境の関連等について分析を行うものである。

#### 1 対象農協の概況について

##### (1) 使用したデータと手法について

農協及び農協に関するデータは、日本金融通信社『日本金融名鑑2005年版』を使用し、管内農協と地域の社会・経済関連データの比較が可能な908農協を集計対象にした。また管内市町村については、2005年4月時点の全中ホームページの農協管内市区町村名、またそれらを補足するために、2004年、2005年の農協名鑑を使用した。そして、1市町村を複数農協が管内とする場合には、うち一つの農協にしか支店が存在しない場合はその農協に、複数農協に存在する場合は複数の農協を一つの農協地域とみなして集計した。その結果、市町村データと対比する場合、908農協を769農協地域として組換え集計を行った。管内市町村に記載されていない市町村、また複数の農協の管内と記載されているが店舗がない市町村は集計対象外とした。市町村データは主に朝日新聞社『民力』に記載されているデー

夕を、農協の地帯区分は総研独自の地帯区分を使用している。

(2) 組合員数等の分布と1組合当りの指標

まず、対象となった908農協について、その概況をみることにしたい。第1表は、総研独自の地帯区分(注1)別に対象農協の店舗数、組合員数、准組合員数、貯金高、貸付高等をみたものである。この表からは、地帯によって組合員数等の分布が大きく異なることがうかがえる。いずれの計数でも最も大きな割合を占めるのは、都市的農村に属する農協であるが、例えば、特定市の農協は組合数では約12%、組合員数では約16%を占めるにすぎないが、貯金高については約30%と組合員数の2倍の割合を占める。その一方で、過疎地域は組合数では約16%を占めるが、組合員数では約5%、貯金高については約3%に留まっている。

次に、農協の1組合当りの規模をみると、組合員数は中核都市が最も大きく、ついで特定市、都市的農村が続くが、貯金高、貸付金は圧倒的に特定市、中核都市が大きい。また、貯貸

率の水準も、特定市、中核都市の水準が、それ以外の地帯の水準を大きく上回っている(注2)。

このように地帯区分別にみると、日本の農協は組合員数、店舗等の組織基盤は都市的農村、農村等の農村部を中心に分布しているが、信用事業に関しては、特定市、中核都市など都市部のウエイトが大きくなっている。これは、農業・農村をとりまく地域の社会・経済環境の違いが農協の組織・事業に大きく影響してきたことを反映したとみられ、次章では地域の社会・経済関連データとの関係からその点を検証してみたい。

(注1) 地帯区分は、農中総研独自の区分。特定市は「特定市街化区域農地」を有する市、過疎地域は「過疎地域活性化特別措置法の適用を受ける市町村」。上記に該当する市町村を除き、中核都市は県庁所在地または人口が20万人以上、都市的農村は人口3~20万人、農村は3万人未満。区分は市町村単位だが、農協管内に複数の市町村を含む場合はより大きな経済規模に対応する区分を採用する(特定市、中核都市、都市的農村、農村、過疎地域の順に優先)。

(注2) 過疎地域の貯貸率が農村より高く正組合員比率が逆に低いのは、北海道に過疎地域の農協が多く区分されているため、それは北海道と都府県の過疎地域における農家構造(北海道は大規模専業、都府県は零細兼業)の違いが影響している。

第1表 対象農協の概況(対象908農協、2004年度)

	合計						1組合当り						都府県			
	農協数	店舗数 (100店)	組合員 数 (千人)	准組合 員数 (千人)	貯金高 (10億円)	貸付高 (10億円)	店舗数	組合員 数 (千人)	准組合 員数 (千人)	貯金高 (10億円)	貸付高 (10億円)	正組合 員比率 (%)	貯貸率 (%)	組合員 当り貯 金高 (百万円)	正組合 員比率 (%)	貯貸率 (%)
合計	908	125	9,080	3,975	75,877	21,416	14	10.0	4.4	83.6	23.6	56.2	28.2	8.4	57.3	28.0
特定市	111	20	1,424	770	22,560	6,997	18	12.8	6.9	203.2	63.0	46.0	31.0	15.8	46.0	31.0
中核都市	93	25	1,846	913	14,312	4,337	27	19.9	9.8	153.9	46.6	50.5	30.3	7.8	51.1	30.0
都市的農村	318	53	3,977	1,641	27,444	7,168	17	12.5	5.2	86.3	22.5	58.7	26.1	6.9	59.6	25.9
農村	245	20	1,426	473	9,356	2,310	8	5.8	1.9	38.2	9.4	66.8	24.7	6.6	68.1	23.9
過疎地域	141	6	407	177	2,204	604	4	2.9	1.3	15.6	4.3	56.5	27.4	5.4	69.9	23.8
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0										
特定市	12.2	16.2	15.7	19.4	29.7	32.7										
中核都市	10.2	20.4	20.3	23.0	18.9	20.3										
都市的農村	35.0	42.3	43.8	41.3	36.2	33.5										
農村	27.0	16.1	15.7	11.9	12.3	10.8										
過疎地域	15.5	5.0	4.5	4.5	2.9	2.8										

資料 日本金融通信社『日本金融名鑑2005年版』

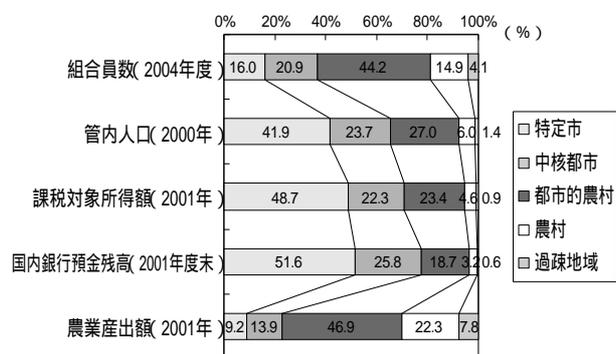
(注) 後述する769農協地域の集計に使用した農協のみ。一部不正確とみられるデータは2004年度版データ等で補正した。

第2表 地帯区分別農協関連データと管内社会・経済関連データ分布比較(769農協地域)

	農協(2004年度)					全国(対象農協が管内とする市町村のみ)							うち都府県	
	農協地域数	店舗数	組合員数	貯金高	貸付高	管内人口(2000年)	65歳以上人口(2000年)	課税対象所得額(2001年)	金融機関店舗数(2003年1月末)	農業産出額(2001年)	国内銀行預金残高(2001年度末)	地方税収入(2001年度)	組合員数	農業産出額
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特定市	12.4	16.5	16.0	30.3	33.0	41.9	35.2	48.7	33.3	9.2	51.6	47.3	16.6	10.4
中核都市	8.1	20.8	20.9	19.2	20.6	23.7	23.2	22.3	30.0	13.9	25.8	24.2	20.8	14.7
都市的農村	36.0	42.5	44.2	36.0	33.5	27.0	31.1	23.4	28.7	46.9	18.7	23.4	44.7	50.0
農村	26.9	15.5	14.9	11.8	10.2	6.0	8.3	4.6	6.2	22.3	3.2	4.3	14.7	21.0
過疎地域	16.6	4.7	4.1	2.7	2.6	1.4	2.3	0.9	1.7	7.8	0.6	0.8	3.2	4.0

資料 日本金融通信社『日本金融名鑑2005年版』、朝日新聞社『民力』(元データ 総務省『国勢調査』、『市町村税課税状況等の調』、『市町村別決算状況調』、全国銀行協会連合会『国内銀行預金残高』(注:表の元データのうち町村別数値は人口比による推計値) 農水省『生産農業所得統計』)  
 (注)金融機関店舗は国内銀行、信金、信組、国内銀行預金残高は都銀、地銀、第二地銀、信託銀行、長信銀。

第1図 地帯区分別にみた管内組合員数等の割合(769農協地域区分)



資料 第2表と同じ

(注)例えば補正対象の農協地帯区分が、都市的農村と農村だった場合、都市的農村を合算後の地帯区分としている。その結果、先にみた908農協と769農協地域では、一部地帯区分の異動があり、例えば、組合員数の分布等の数字が若干異なっている。

## 2 地域の社会・経済環境と農協の組織・事業

### (1) 地域の社会・経済関連データと農協の組織・事業の分布比較

先の908農協を管内市町村の重複を補正し769農協地域とした上で農協関連データを再集計し、管内人口等の地域の社会・経済関連データと比較したものが第2表、第1図である。なお、重複補正後の地帯区分は、合算対象となった農協の地帯区分(特定市、中核都市、

都市的農村、農村、過疎地域)のうち、最も小さい番号の地帯区分を優先した(注)。第2表をみると、農協関連データの分布と農協管内の社会・経済関連データの分布とは大きく異なっている。例えば、組合員数の分布は都市的農村で最も大きくなっているが、管内人口は特定市で最も大きくなっている。また、農協店舗数と金融機関店舗、農協貯金高と国内銀行預金残高を比較しても同様である。

さきに農協同士の比較において、組合員数、店舗数と農協の貯金・貸付金の分布に地帯による大きな違いが生じていることを確認した。第2表より、全国の所得・預金等のウエイトは明らかに特定市、中核都市に偏っており、これら都市部を管内とする農協と農村部を管内とする農協では、管内の社会・経済環境の違いが大きく、それが農協の組織・事業(ここでは信用事業)にも影響していることがうかがえる。一方、所得・預金額等のウエイトと逆の傾向を示しているのが、農業産出額であり、例えば、都市的農村、農村、過疎地域では組合員数の割合を農業産出額の割合が大きく上回っている。

第3表 地帯区分別諸指標（769農協地域別加重平均）

	農協組合員 当り貯金高 (2004年度) (百万円)	農協貯貸率 (2004年度) (%)	農協1店舗 当り貯金高 (2004年度) (百万円)	管内人口 当り課税対 象所得額 (2001年) (百万円)	正組合員 (2004年度) 当り農業 産出額 (2001年) (百万円)	農協組合員 比率(組合 員(2004年 度)/管内人 口(2000年) (%)	農業産出額 (2001年) 課税対象所 得額(2001 年度)(%)	正組合員 比率(2004 年度)(%)	65歳以上 人口比率 (2000年) (%)	人口増減率 (2000年/ 90年)(%)	農業産出額 (2001年 /1991年) (%)
全国	8.4	28.2	6,087	1.5	1.8	7.2	4.9	56.2	17.4	2.7	-19.8
特定市	15.8	30.8	11,152	1.7	1.2	2.8	0.9	46.5	14.6	4.3	-21.7
中核都市	7.7	30.3	5,612	1.4	1.3	6.4	3.1	50.0	17.0	3.5	-23.6
都市的農村	6.8	26.3	5,161	1.3	1.8	11.9	9.8	58.9	20.0	1.7	-20.2
農村	6.6	24.4	4,625	1.1	2.2	17.9	23.9	66.4	23.8	-2.8	-17.8
過疎地域	5.6	27.1	3,549	1.0	3.2	21.3	40.4	59.9	28.5	-10.4	-12.4
北海道	8.1	35.0	5,709	1.3	12.0	5.7	14.7	26.9	18.2	0.8	-7.3
中核都市	6.8	37.7	5,641	1.3	5.1	3.0	2.5	22.0	16.3	5.1	-10.6
都市的農村	6.6	33.9	5,921	1.2	12.0	5.1	10.7	21.6	18.3	0.7	-8.9
農村	11.2	36.8	6,499	1.2	15.5	10.8	53.5	36.8	20.6	-3.5	-5.2
過疎地域	8.7	32.5	5,107	1.1	13.6	16.4	60.4	30.6	24.4	-11.8	-7.2
都府県	8.4	28.0	6,101	1.5	1.6	7.3	4.5	57.3	17.3	2.8	-21.2
特定市	15.8	30.8	11,152	1.7	1.2	2.8	0.9	46.5	14.6	4.3	-21.7
中核都市	7.7	30.0	5,611	1.4	1.2	6.7	3.1	51.3	17.0	3.3	-24.5
都市的農村	6.8	26.1	5,145	1.3	1.7	12.2	9.8	59.8	20.1	1.8	-20.8
農村	6.4	23.4	4,524	1.1	1.9	18.4	21.5	67.7	24.1	-2.7	-19.9
過疎地域	4.5	23.6	2,973	0.9	1.6	23.7	28.8	69.6	30.5	-9.7	-17.9

資料 第2表と同じ

## (2) 農協の組織と地域の社会・経済関連データ諸指標の比較

さて、上記のように農協の組織基盤を形成する地域の社会・経済環境は一様ではなく、地帯によって大きく異なっている。そのため、それぞれの農協が拠って立つ地域の社会・経済環境によって、農協の性格もかなり左右されることになる。これは、農協の組織基盤が、単に農業者だけではなく、農業者の世帯員、さらに非農家の一般世帯等地域住民も広く含むためである。そのため、農業依存度が高い農村部では農業生産の農協組織への影響が、農業依存度の相対的に小さい都市部では一般経済動向の農協組織への影響が強くなると考えられる。そのことを確認するために、さらに農協組織と地域の社会・経済関連諸指標の比較を行うこととしたい。

第3表は、農協組織・事業を特徴付ける指標と地域の社会・経済を特徴付ける指標、さ

らに両者を組み合わせて作った指標を地帯区分別にみたものである。年次が違うため厳密な比較は難しいが、両者の間には一定の関連性をよみとることができる。なお、農家構造が北海道と都府県では大きく異なるため、両者を分けて地帯別データをみることにした。

まず、都府県の地帯区分別データをみると、特定市、中核都市といった都市部ほど管内人口当り課税対象所得額が高く、それと比例して組合員当り貯金高も高くなっており、地域の経済状況の違いが農協の組織・事業にも大きく影響することを示唆している。

つまり、管内一人当り課税対象所得額の高い経済活動の活発な都市部ほど、兼業機会も豊富で農外所得の水準も上昇することになるし、同様に土地への需要も増加することから地価水準が高くなりそれにつれ農地の資産価値も上昇することになる。都府県の農家世帯においては、貯金の原資として、兼業所得や

年金収入、土地売却収入のウエイトが高いことから、地域の経済情勢の影響と、農協事業（ここでは信用事業）の関係が密接になることは当然であろう。

その一方、正組合員一人当り農業産出額と組合員当り貯金高には明確な傾向はみられない。都府県では農産物価格の下落等農業情勢の厳しさから、90年代に入って農業産出額が大幅に減少しており（逆にそのことが農外所得への依存を強めた側面もある）地域経済の中での農業生産の相対的な縮小がその関係を見えにくくしているものとみられる。

ただし、こうした農業環境が厳しさをましているにも関わらず、とくに農村、過疎地域では地域の社会・経済の中で農業並びに農協組織の存在が非常に大きいことには注目する必要がある。例えば、同地帯の地域経済における農業依存度は、農業産出額 / 課税対象所得額の比率にみられるように他地帯よりもはるかに高く、また、管内人口に占める組合員比率、そして組合員に占める正組合員の比率も他地域の水準を大きく上回っている。つま

り、これら地帯では、農業環境が厳しさを増すなかで（むしろ増したからこそ）相互扶助組織としての農協に求められる役割は逆に強まっているのである。

なお、北海道における組合員当り貯金高と正組合員当り農業産出額には、一定の関係がみられ、正組合員当り農業産出額の最も大きい農村地帯で正組合員当り貯金高も最も大きくなっている。この背景には、都府県と比較した場合の正組合員当り農業産出額や農業産出額 / 課税対象所得額の比率の高さが示すように、北海道では地域経済の中で農業の占めるウエイトが都府県に比べ圧倒的に高く、地域の農業生産の動向が農協組織へ影響する度合いが非常に大きいためとみられる。

### （3）諸指標間の相関係数（都府県農協地域）

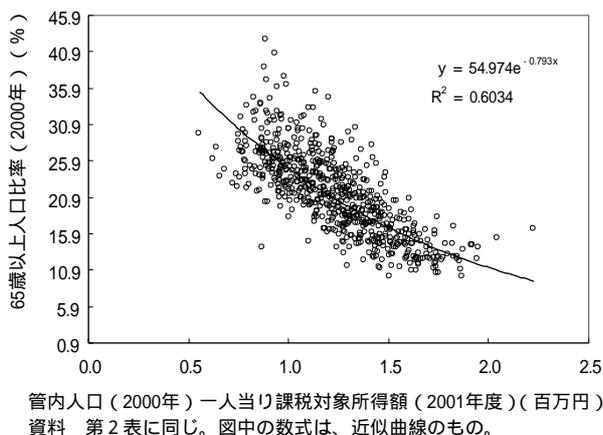
上記のように、農協が拠って立つ地域の社会・経済環境と農協の組織・事業には一定の関係がみられている。そのなかで今後の農協系統組織を考える上でとくに影響が大きいとみられるのが地域の人口動態である。例えば、

第4表 諸指標間の相関係数（都府県の665農協地域）

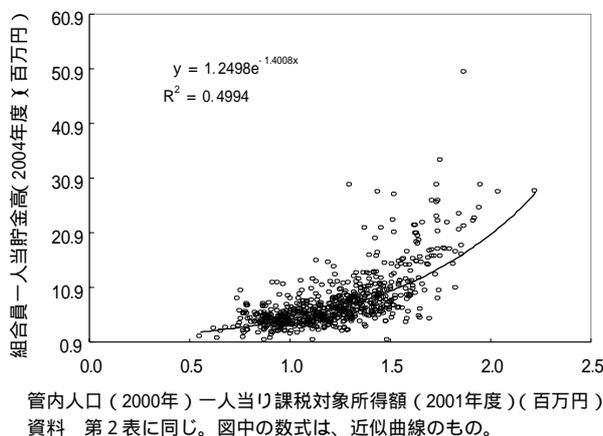
	組合員当り貯金高 (2004年度) (百万円)	農協1店舗 当り貯金高 (2004年度) (百万円)	管内人口 (2000年) 当り課税対 象所得額 (2001年度) (百万円)	組合員 (2004年度) /管内人口 (2000年) (%)	農業産出額 (2001年) /課税対象 所得額 (2001年度)	65歳以上 人口比率 (2000年) (%)	人口増減率 (2000/90 年)(%)	地方税収入 (2001年度) /歳出総額 (2001年度) (%)
組合員当り貯金高(2004年度)(百万円)	1.00							
農協1店舗当り貯金高(2004年度)(百万円)	0.72	1.00						
管内人口(2000年)当り課税対象所得額 (2001年)(百万円)	0.68	0.55	1.00					
組合員(2004年度)/管内人口(2000年)(%)	-0.42	-0.27	-0.51	1.00				
農業産出額(2001年)/課税対象所得額 (2001年度)(%)	-0.25	-0.17	-0.52	0.32	1.00			
65歳以上人口比率(2000年)(%)	-0.52	-0.43	-0.76	0.74	0.37	1.00		
人口増減率(2000/90年)(%)	0.32	0.33	0.56	-0.52	-0.28	-0.77	1.00	
地方税収入(2001年度)/歳出総額 (2001年度)(%)	0.60	0.46	0.84	-0.61	-0.47	-0.82	0.59	1.00

資料 第2表に同じ。網掛けは人口動態関連部分。

第2図 65歳以上比率と人口当り課税対象所得額（都府県の665農協地域）



第3図 組合員当り貯金高と人口当り課税対象所得額（都府県の665農協地域）



人口減少・高齢化は、農業生産基盤に関しては担い手の高齢化・後継者不足の深刻化、地域経済においては需要減による経済活動の縮小等を招くと予想される。いずれも農家そのものの存続や農家家計に関わってくる問題であり、それらは農協の組織・事業へ深刻な影響をもたらそう。

第4表は先にみた諸指標のうちのいくつかについて、指標間の相関係数をみたものであるが（都府県の665農協地域）管内の人口動態が地域の社会・経済や農協の組織・事業に与える影響をある程度よみとることができる。

例えば、人口増減率と管内人口当り課税対象所得額との間には正の、高齢者比率と同所

得額との間には負の相関がみられ（第2図）さらに同所得額と組合員当り貯金額と間には正の相関がみられている（第3図）。このことは、人口動態が地域経済に影響し、それが農家の所得環境の変化を通じ農協の組織・事業へ影響することを示唆するものとなっている。

さらに、人口増減率と地方税収入/歳出総額との間には正の、高齢者比率と同比率との間には負の関係がみられ、人口動態が地域経済の影響を通じ地域行政の財政状況にも影響を与えることがうかがえる。多くの場合農協は行政と連携して地域の農業振興や地域活性化にあたっており、人口動態が地域行政へ与える影響は農協にとって無視できないであろう。

このように、管内の人口動態が地域の社会・経済環境に大きな変化をもたらし、そのことが農協の組織・事業に影響をもたらすことは確実である。そして、周知のとおり日本の人口は現在ピークの状況にあり、今後長期に渡って減少していくとみられている。そこで、次章では769農協地域別に管内人口の減少がどのように生じていくのかをみることで人口動態の農協の組織・事業への影響について考えてみたい。

### 3 予想される人口動態の変化と農協組織

#### （1）推計人口減少率別にみた農協地域数と地帯別分布

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別推計人口より、管内の人口減少率（2030年/2000年）別に農協地域数を集計したものが第5表である。

第5表をみると、管内人口が大幅な減少となる農協地域が非常に多数となることがよみとれる。例えば、管内人口が30%以上減少す

第5表 推計人口増減率別農協地域数  
(769農協地域)

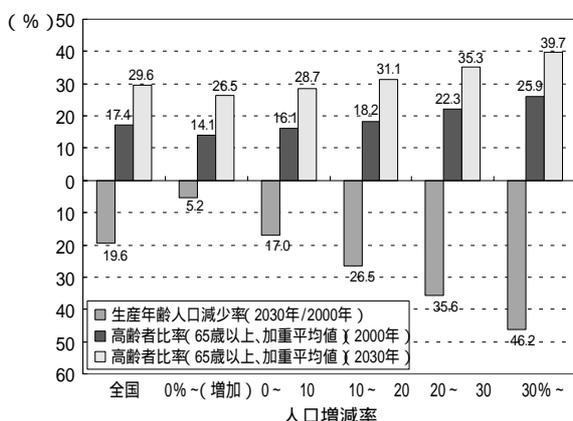
		推計管内人口増減率(2030年/2000年)					
		合計	0%~ (増加)	0~ 10%	10~ 20%	20~ 30%	30%~
農協地域数	全国	769	101	141	166	173	188
	特定市	95	32	34	25	4	0
	中核都市	62	13	23	15	9	2
	都市的農村	277	37	56	82	72	30
	農村	207	19	25	37	72	54
	過疎地域	128	0	3	7	16	102
農協地域数割合	全国	100.0	13.1	18.3	21.6	22.5	24.4
	特定市	100.0	33.7	35.8	26.3	4.2	0.0
	中核都市	100.0	21.0	37.1	24.2	14.5	3.2
	都市的農村	100.0	13.4	20.2	29.6	26.0	10.8
	農村	100.0	9.2	12.1	17.9	34.8	26.1
	過疎地域	100.0	0.0	2.3	5.5	12.5	79.7

資料 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』

るとみられる農協地域が188、割合では24.4%と約4分の1を占め、20%以上減少する地域を含めると46.9%とほぼ半数に上る。また、地帯区分別にみると農村部ほどこの割合は高くなり、とくに過疎地域では79.7%と、約8割の地域で人口が30%以上減少することになる。

また、高齢者比率も人口減少とともにさらに上昇し、その一方で地域経済にとって重要な生産年齢人口(15歳~65歳)は大きく減少することになる。第4図は管内人口減少率別に高齢者比率と生産年齢人口減少率(2030年/2000年)をみたものであるが、人口減少率が

第4図 管内推計高齢者比率(65歳以上)と  
生産年齢人口減少率(2030年/2000年)



資料 第5表に同じ。

大きい区分ほど高齢者比率が高くなり、人口が30%以上の減少となる地域の2030年の高齢者比率は約40%に達する。生産年齢人口減少率も同様であり、人口減少率が30%を超える農協地域管内の生産年齢人口は2000年に比べ46.2%減とほぼ半減することになる。

では、このように大幅な人口減少が予想される地域は、現在の農協の組織基盤において、どのような位置を占めているのであろうか。さらに、769農協地域の組合員数等を予想される人口減少率別に組換え集計した結果が第6表である。

(2) 推計人口減少率別にみた現在の農協組織と地域の社会・経済関連データの分布状況

第6表をみると、農協の組織基盤のうちかなりな部分が今後大幅な人口が予想される農協地域に依拠していることがうかがえる。例えば、人口減少率が20%を超える農協地域の管内人口(2000年)は全体の16.7%に過ぎないが、農協の組合員数では32.9%(2004年度)、店舗では32.6%(同)、貯金高では23.5%(同)、貸付高22.3%(同)を占める。

また、農業産出額をみると、人口減少率が20%を超える農協地域で全体の38.8%(2001年)を占める一方で課税対象所得額(2001年度)をみると13.3%に過ぎない。前記のように、大幅な人口減少が予想される地域の多くが既に人口減少を経験しており(その多くが過疎地域と重なる)地域の経済活動の停滞等から農協組織及び農業生産のウエイトが相対的に高いことがうかがえる。

このように、既に地域の社会・経済環境の脆弱化が進んでいる地域で、今後さらに人口

第6表 推計人口増減率別にみた現在の組合員数等割合

単位 %

		農協地域数 (769農協 地域区分、 2004年度)	管内人口 (2000年)	農協店舗数 (2004年度)	農業産出額 (2001年)	農協貯金高 (2004年度)	農協貸付高 (2004年度)	農協組合員数 (2004年度)	課税対象 所得額	
									(2001年度)	
推計人口 増減率 (2030年 /2000年)	全国	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		0%～(増加)	13.1	24.8	14.6	12.4	18.9	24.1	13.8	26.9
		0～10%	18.3	34.0	26.4	22.9	30.4	29.9	26.7	36.3
		10～20%	21.6	24.5	26.5	25.8	27.1	23.7	26.6	23.4
		20～30%	22.5	11.4	19.3	22.4	15.2	13.9	20.4	9.4
		30%～	24.4	5.4	13.3	16.5	8.4	8.4	12.5	3.9
	都府県	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0%～(増加)	14.6	24.1	14.7	13.9	19.1	24.3	13.4	26.3
		0～10%	20.5	35.5	27.2	27.5	31.3	30.9	25.0	37.7
		10～20%	23.5	24.9	26.7	26.7	27.4	24.1	26.8	23.7
20～30%		24.1	11.6	19.7	21.0	15.3	14.1	23.7	9.6	
	30%～	17.4	4.0	11.6	11.0	6.9	6.6	11.1	2.8	

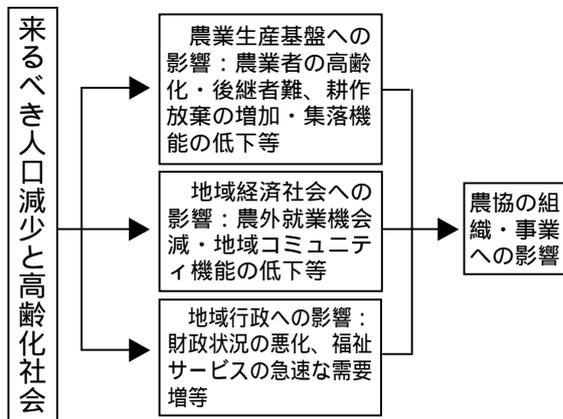
資料 第2表に同じ。

動態の変化が進めばこれら地域に組織基盤の大きな部分を依拠している農協組織に深刻な影響が生じることは間違いない。

(3) 今後の人口動態を見据えた農協組織のあり方について

先にみたとおり、とくに都府県では、農協組織・事業と地域の社会・経済環境とは密接な関連がみられ、人口動態に代表される今後の地域の社会・経済の動向が農協の組織基盤に大きな影響をもたらすことがうかがえた。

第5図 人口動態がもたらす農協の組織・事業への影響経路



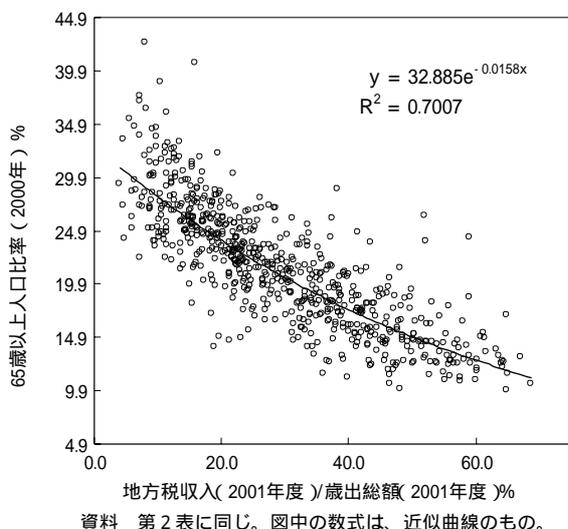
ここで、これまでみたような人口動態の変化が農協の組織・事業に与える経路について整理してみると、それは大きく3つの経路に分けられる(第5図)。

第一に、農業者の高齢化、後継者難等がもたらす農業生産基盤そのものへの直接の影響、第二に、地域の人口減少、高齢化がもたらす地域の社会・経済環境への影響(例えば、消費需要の減による経済環境の悪化は農外就業機会の減少をもたらす)そして、第三に、地域の人口減少、高齢化がもたらす地域行政への影響(生産年齢人口の大幅減少に伴う財政基盤の脆弱化や高齢化に伴う福祉サービス需要の急増等)の経路である。

そのため、これからの農協の組織のあり方を考える上では、それぞれの経路に沿った農協の組織・事業への影響を個別に考慮する必要がある。もちろん農協の組織基盤を考える上で、の農業生産基盤をいかに維持していくかが最も重要な課題であることは論をまたないが、見過ごされがちなのがの経路である。

これまで行政と農協は多くの場合連携して、地域農業、地域社会の活性化へ取り組んできた。しかしながら、先の第4表で歳出額に占める地方税収入と人口増減率には正の相関がみられたように、今後、人口動態の変化により、人口減少や高齢化が著しく進む農協地域の管内では生産年齢人口の減少による経済活動の停滞等を通じ、行政の財政状況がさらに厳しさをますますことになる。このことは、農協組織にとって、地域行政との従来のような連携の維持が非常に難しくなることを意味しよう(第6図)。

第6図 65歳以上比率と地方税収入/歳出総額  
(都府県の665農協地域)



つまり、今後財政状況をさらに悪化させるような歳出拡大は期待しにくく、広域行政のなかで、厳しい社会・経済環境を持つ中山間地域が埋没していく可能性も考えられる(実際、筆者が聞き取り調査を行った中山間地域の複数のJAで、行政の広域合併が農業支援体制に与える影響について懸念する声があがっていた)。そういった環境下では、数少ない経済主体として農協に期待される役割は、まず

まず大きくなっていくのではないかと。

例えば、地域の基幹産業としての農業を人口減少により担い手が孤立しないよう集落営農体制等多様な担い手の確保で維持し、さらに、地域の人口減少・高齢化に沿った事業展開を行うことで(例えば、高齢者福祉事業等)一般住民も含めた地域定住のための社会生活基盤を維持するといった役割である。ただし、人口動態の変化から地域の社会・経済環境の脆弱化がさらに進むことから、経済事業体としての側面をもつ農協が単独でそれらの役割を担うことは難しいとみられる。漁協・森組・生協等協同組合組織やNPO法人等の経済事業体との連携など、多様な手段を通じてそれらの実現を図っていくことが現実的であろう。

おわりに

今回みたように、農協組織と地域の社会・経済は密接に結びついており、今後予想される人口動態の大きな変化は農協の組織・事業に大きな影響をもたらすことになる。そして、それは農協組織への依存度が高くかつ農業生産が重要な地位を占めている地域ほど大きくなるのが予想される。

農協システムは、地域農業と地域社会を基盤とする組織であり、こうした事態に対応するためには、人口動態が地域農業と地域社会を通じてもたらす組織基盤の変化に対応し、組織・体制の整備と、そのことにより生じる新たな組合員・地域ニーズへの対応を行政や地域の多様な経済主体とともに進めていくことが必要になってこよう。

(内田多喜生)

## 食品のトレーサビリティ導入状況と課題

### 要 旨

- 1 牛肉BSEを発端に、食品のトレーサビリティが注目されている。
- 2 トレーサビリティシステムは、食品の生産、加工、流通、小売段階が連携して、食品履歴を把握して消費者に安心・安全を提供するとともに、事故時の回収を迅速化し、もって食品の安全性を確保するものである。
- 3 04年で食品製造業の34%がトレーサビリティに取り組んでおり、増加傾向にある。農協系統も02年度から生産履歴記帳運動に取り組んでおり、農協での栽培管理情報の記録・保管率は93%に達している。生産者から小売まで連携して対応するシステムである「全農安心システム」は、169産地に及んでいる。
- 4 導入効果は、川下から「関心を得、売上拡大（見込み）」が22%と低位にあるが、品目別には水産物（50%）、コメ（38%）で高いのと、青果物（9%）で低いのが特徴的である。
- 5 農協系統は、安全・安心な国産農産物の提供と同時に、販売力強化の視点からもトレーサビリティシステムに的確に対応していく必要がある。

### 目次

#### はじめに

- 1 「食品の安全・安心」におけるトレーサビリティの位置付け
- 2 トレーサビリティの導入状況
- 3 トレーサビリティ導入の効果
- 4 トレーサビリティ導入状況に見る課題
  - (1) 対象品目の選定
  - (2) 取組・運営主体のあり方
  - (3) 信頼性の確保と第三者認証
  - (4) 輸入農水産物の取扱い

#### おわりに

#### はじめに

牛肉等にかかるBSE問題を発端にして食品の安全・安心にかかる、行政、民間双方での様々な取組みが展開されている。こうしたな

かで、生産、加工、流通、小売各段階の有機的連携を前提に、当該食品の生産・加工・流通履歴を的確に把握・記録して、消費者に「安心・安全情報」を提供可能にするとも

に、食品事故時の回収等を迅速・的確・効率化する、食品のトレーサビリティシステムが注目されている。

消費者に対して農産物の大宗を提供する農協系統にとって、自らが生産・販売する食品の安全・安心は積極的に確保していく必要のある命題である。

そこで、ここでは農協系統にとって必要となる知見や情報に焦点を置きつつ、食品のトレーサビリティシステムについて、検討してみることにしたい。

## 1 「食品の安全・安心」におけるトレーサビリティの位置付け

農林水産省（以下「農水省」）の食品安全行政の指針である「食の安全・安心のための政策大綱」（2003年6月）に示された政策展開方向によれば、食の安全・安心は、

- 新たな食品安全行政組織
- 産地から消費にわたるリスク管理
- 消費者の安心・信頼確保
- 食の安全・安心確保のための環境保全研究の充実

によって確保していくこととされている。

このうち、トレーサビリティシステムは、食品表示とともに「消費者の安心・信頼確保」の一部を構成している。

このことから分かるとおり、トレーサビリティは食品の安心領域に属するもので、食品そのものの安全性確保を直接の目的とするものではないこととなる。しかしながら、後に述べるようにトレーサビリティは食品の安全性向上に寄与するものであり、消費者への安心を確保する仕組みのなかで食品の安全性確保にも連なっている。

「安全・安心情報提供高度化事業報告書」としての「食品トレーサビリティシステム導入の手引き（ガイドラインを含む。以下「手引き」）」が、03年4月に公表された。これは、農水省のトレーサビリティ推進にかかるスタンスが、自主的な取組みの支援を通じた導入促進に置かれたなかで策定されたものである。

その後、国産牛肉については03年12月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（略称：牛肉トレーサビリティ法）が施行され、国内飼養牛に個体識別番号の耳標をつけ、出産、移動、と畜までの管理が義務付けられることとなり、国産牛肉に関するトレーサビリティは法的拘束力を伴うものとなった。さらに04年12月からは流通段階にも適用対象が広がっている。

手引きにおける定義によれば、「食品のトレーサビリティ」とは、「生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。」とされている。

トレーサビリティとは、言わば食品の出自を中間材料、原材料まで遡って特定できる状態のことを言い、同時にまた川下に対して販売した材料、商製品を追跡できる状態のことを言う。

このような状態を確保することによって、手引きによれば、

- 情報の信頼性の向上
- ・経路の透明性確保
- ・迅速・積極的な情報提供
- ・食品表示内容の立証性補助
- ・取引公正化への寄与
- 食品の安全性向上への寄与
- ・事故原因の迅速・容易な探索

- ・ 事故製品の正確・迅速な回収
- ・ 健康への影響データ収集容易化
- ・ 事業者責任の明確化

業務の効率性の向上への寄与

- ・ 在庫管理や品質管理の効率化

といった目的を達成できるものとしている。ここでは、トレーサビリティに「食品表示内容の立証性補助」機能が認められている点が注目される。日本農林規格（JAS）法により生鮮・加工食品はそれぞれ原産地や原材料名等の表示が義務化されているが（2000年7月、2001年4月）、食品表示と内容の一致問題も、法規制と検査によって担保する方法に加えてトレーサビリティシステムによる裏打ちが加われば、その信頼性は飛躍的に向上する。

なお、現在総論となる手引きの他に、青果物、鶏卵等いくつかの主要品目別や外食産業向けのガイドラインが策定されている。

## 2 トレーサビリティの導入状況

牛肉を除いては自主的な取組みに委ねられた食品トレーサビリティの導入状況は、現在どのようになっているだろうか。

これについては、川上の生産段階から、川中の加工・流通段階、川下の小売段階までの区々の段階を実施・取組み主体とし、生鮮農水産物から高次の加工食品までの様々な品目において、日本各地で鋭意取り組まれているというのが実態である。

農水省の調査結果<sup>(注1)</sup>によれば、すべておよび一部の食品（製品）にトレーサビリティシステムを導入している割合は、04年において食品製造業で34.4%（前年調査比+8.5ポイント）、食品卸売業で36.4%（同+10.9）、食品小売業で28.5%（同+15.9）と高く、大

第1表 トレーサビリティシステムの導入状況

（単位：％）

	食品製造業		食品卸売業		食品小売業	
	03年	04年	03年	04年	03年	04年
一部の食品（製品）に導入	13.8	17.3	13.1	21.1	6.2	17.3
全ての食品（製品）に導入	12.1	17.1	12.4	15.3	6.4	11.2
合計	25.9	34.4	25.5	36.4	12.6	28.5

資料 農水省「平成16年度食品産業動向調査結果の概要」（2005.5）

幅な増加基調にある（第1表）。もっとも、ここでいうトレーサビリティシステムは「いつ、どこから仕入れ、（いつどこで製造し）いつ、どこに出荷（販売）したかを荷姿（ロット等）により特定できること」との定義であるため、手引きの定義に従えば「トレーサビリティシステム構築に向けた取組み」段階のことを対象にしていることとなる。例えば、ある食品工場内で仕入先、製造工程、出荷先を一定のロット単位に認識・管理していれば、この調査では「導入済み」との回答になるが、当該製品の源流たる川上から河口である川下までの流れ全体で捕捉・管理しているわけではないことに留意が必要である。

食品の遡及・追跡状況という観点でこのことを見てみると、食品製造業において直接の仕入先までの遡及に留まっている割合は69.4%（複数回答、なお商流上に直前仕入先しか持たないものを除く）と高くなっている（第2表）。

また大手スーパーを中心にして、自社のプライベートブランド商品にトレーサビリティシステムを導入する事例が増えつつある。ここでは、スーパーが取組主体となって産地・品種等を選定する形でシステム構築が行われる例が多い。

第2表 食品の遡及・追跡状況（複数回答）

（単位：％）

業種	仕入先の遡及範囲				出荷先の追跡範囲			
	生産者から直接仕入	生産者から直接仕入以外の仕入			小売・外食産業へ直接出荷	小売・外食産業へ直接出荷以外の出荷		
		生産者まで（製造業者）	直前の仕入先まで	その他の範囲まで		最終出荷先まで	直後の出荷先まで	その他の範囲まで
食品製造業 03年	14.1	22.7	64.2	9.0	45.3	21.2	58.4	4.9
04年	17.6	24.2	69.4	7.8	48.0	29.1	54.6	4.8
食品卸売業 03年	25.1	41.2	56.4	1.9	59.1	15.3	31.9	1.4
04年	38.9	49.0	45.8	5.9	62.5	20.8	42.0	3.4
食品小売業 03年	12.0	32.6	64.4	4.7	-	-	-	-
04年	20.0	43.4	51.0	7.2	-	-	-	-

資料 第1表に同じ。

注 あらかじめ設定した品目のうち、トレーサビリティシステムを導入（予定を含む）している品目の総数を延べ企業数とし、それを100とした割合。

農協系統においては02年度から全国規模で「生産履歴記帳運動」を開始している。運動は次の4つの基本から成り立っている。

適切な生産基準の設定

適切な生産基準に基づく適切な生産管理・記帳

適切な生産基準ごとに農産物を分別管理

記帳内容に基づく情報を取引先・消費者に提供

いうまでもなく、これは単なる記帳運動ではなく生産の適正さを前提にしたものである。

前記の農水省調査によれば、農協で何らかの栽培管理情報を記録・保管している割合は、野菜類93.7％、米90.0％、果実類86.5％、

農協が出荷先に生産者名または何らかの栽培管理情報を提供している割合は77.1％と高く、生産履歴記帳運動が一定の成果を挙げていることが分かる。

なお、02年度農水省安全安心情報高度化事業において、全農と(株)オサメヤネットシステムがトレーサビリティ支援システムを開発し、03年度から「生産履歴記帳運動支援システム」として普及を開始している。05年4

月現在の普及状況は、

「JA栽培履歴データベース」

25都府県、135JA、207セット

「JA集出荷履歴データベース」

25都府県、25JA、93セット

となっている。おって、対消費者等情報提供のための「情報交流システム」のほか、「JA栽培履歴データベース」に効率的に入力するための「生産日誌OCRオプションシステム」が併せて開発されている（農協系統の生産履歴記帳運動に関しては東野（2005）をもとに記述）。

全国規模の取組み以外では、全農安心システムがある。これは、商品と情報（第三者評価、認証）をセットにして販売するもので、生産段階のほか加工、流通段階検査も包含しており、全農の取引先である量販店等と生産者を結びつけるのが特徴となっている。

その概要は、「生産基準・生産計画」を「生産者・産地」と「取引先（スーパー・米卸等、以下同じ）」間で取り決め、その実現のために農協による「生産指導・確認」、生産者による「生産記帳・確認」、農協による「区分管理・区分出荷」を行うことであり、

農協出荷商品を他施設で加工・精米・再包装する場合は当該施設に対しても管理を行うものである。サービス内容は、生産者、生産環境、生産過程等の情報を、消費者がホームページ等で閲覧できる状態におくことと、

その開示情報が正しいものであることを認証することである。開示情報の正当性は、第三者機関による検査、審査によって担保されている（専門検査員による検査、外部審査員による審査）。外部検査は、現在（有）リーファース（農水省登録会社）に委託されており、「オーガニック検査員」という民間資格をもった担当者がチェックしている。外部審査は、全農安心システム認証委員会（全農）が行っている。検査員の検査報告書をもとに認証基準に達しているか、認証できるかについて審査が行われ、具体的には農協に対する資料に基づくヒアリングが主体で、カントリーエレベーター等は現地訪問によるチェックが行われる。認証されれば認証書が発行され、商品パッケージに『全農安心システム』（登録商標）の表示が許諾される。

05年10月現在で、青果物、畜肉、農産、米について適用・実施されており、認証対象は251件（産地169件、その他は加工場）で、米が一番進んでいる。169産地というのは農協内生産者グループの数を指しており、1農協で3地区という場合もある。青果物は、東急ストア、サンデーマート、大丸ピーコック、ユーコープとの間で実施されているが、売場がスポット売場なので常設売場化を目指している。業務用実需者（外食・中食業者）向けもある。なお、全農安心システムにおけるトレーサビリティは、例えば米においては搗精口トトごとに機能することとなっている（注2）。

筆者の全農県本部・経済連へのコメに関するヒアリングによれば、主産県では米卸からJA米（注3）、全農安心システム米のニーズが高く、JA米は県外流通の最低条件とされているのに対し、その他の県では県内卸からトレーサビリティ具備のニーズが出始めている段階にある。

その他にトレーサビリティの導入状況を見る場合、農水省の開発実証事業等を切口とする方法も考えられる。02年度7件、03年度12件、04年度3件の案件が実施されたが、対象品目は農水産物、加工食品、外食産業提供メニューまで多岐にわたるもので、実施主体を農協、全中とするものも各1件ずつ含まれている。04年度の3件は、いずれも生産段階、加工流通段階、小売段階全体をカバーし、生産段階にはいずれも農協が参画しており、小売段階に生協を含むものもある。

なお、制度面では「生産情報公表JAS」制度が牛肉（2003年12月）、豚肉（2004年7月）を対象にしてスタートしている。これは生産に関する情報を生産者に正確に伝えていることを第三者機関が認定するもので、牛肉トレーサビリティ法が求める情報に加え、飼料、医薬品等の情報を記録するものとなっている。

### 3 トレーサビリティ導入の効果

トレーサビリティシステム導入の効果はどうなっているだろうか。

（社）食品需給研究センターによる『トレーサビリティシステム導入事業実施地区概況調査報告書（2005.3）』は、2003年度に国の「トレーサビリティシステム導入促進事業」による補助を受けたトレーサビリティシステムに関するアンケート調査（以下「センター

調査)だが、システム導入目的を実現したかどうかについては、「おおよそ実現」が42%、「一部実現」が22%となっている。

センター調査では、システム導入によって得られた効果(自由記入)については「生産者の栽培管理・品質管理への責任感や意欲が向上した(米穀類)」、「消費者へ安全・安心な食を供給するという農家の意識が高まった(青果物)」という「関係者の意識向上」のほか、事務処理の高度化、品質管理の向上、消費者・販売先への効果、情報の共有化、その他(クレーム処理の迅速化、原価計算可能化による適正販売価格の実現)が挙がり、生産段階における主に定性的な効果が得られたとする回答が多い。

同様に、「川下側の評価」に関しては、「関心を得ており売上拡大につながった」(6%)、「その見込みがある」(22%)という回答になっており、拡販という経済的効果については萌芽的な状態に留まっている。品目別には、水産物、畜産物で「売上拡大」の回答が各13%と相対的に高く、「売上拡大見込み」の回答は水産物(50%)、コメ(38%)で高くなっている。青果物では「売上拡大」「売上拡大見込み」あわせた回答が9%と突出して低い。これは、青果物はもともと品質そのものが訴求力・競争力を持っており、トレーサビリティという情報が付加的なものに留まるためと考えられる。(第3表)

筆者のコメに関するヒアリングによれば、米卸においては「工程の流れ、作業内容の5W1Hがよりよく把握できるようになり、照会対応が迅速・的確にできるようになった反面、付帯作業が増加した」との回答があった。また、農協においては経済面に関して「全農

第3表 システムに対する川下側の評価

(単位: %)

	回答者数	関心を得ており、売上拡大につながった	関心を得ており、売上拡大につながる見込みがある	関心を得ているが、売上拡大していない	関心を示さない	分からない	
全体	69	6	22	49	0	20	
段階別	複数段階	16	13	38	50	4	0
	一段階	53	4	17	49	0	26
品目別	米穀類	21	5	38	38	6	19
	青果物	32	3	6	56	0	28
	水産物	8	13	50	25	0	13
	畜産物	8	13	13	75	0	0
目的別	問題発生時の対応	10	0	10	80	0	10
	情報の信頼性向上・情報提供	41	2	27	41	5	24
	品質管理・在庫管理	13	15	15	54	0	15

資料 (社)食品需給研究センター「トレーサビリティ導入促進事業実施地区概況調査報告書」(2005.3)

安心システム米は6~7年前には60kg当たり1,500円のプレミアムがついたが、現在では750円に低下した」との声があり、米においてはトレーサビリティ具備が商品の差別化・高付加価値化に結びつくとともに、近年その差別性が低下してきている実態が明らかとなった。

#### 4 トレーサビリティ導入状況に見る課題

次に、トレーサビリティシステム導入状況から捕捉される課題について整理してみよう。ここでは、前記の導入状況のほか、03年度農水省補助事業「トレーサビリティシステム導入促進事業」の成功例を中心に取りまとめられた(社)食品需給研究センターによる『トレーサビリティシステム導入事例集』(2005.3。以下「事例」)に収められた案件や、筆者が全農・経済連、農協、米卸業者、大手スーパー等に対して行ったヒアリング結果も参考として検討することとする。

## (1) 対象品目の選定

前記のとおり、現在トレーサビリティシステムの具備が法的に強制されているのは国産牛肉だけである。これは致死性をもったBSE感染の予防対策であり、その他の品目には国産農水産物には今のところ一般的・直接的な致死性を持つまでの危害因子の潜在可能性がないこと、輸入農水産物に関しては、後記のとおり遡及・追跡やその恒常的システム化に限界があることによるものである。

したがって、牛肉以外の国内農水産物に関しては、どの産地のどの品目にトレーサビリティシステムを導入するかは生産者・農協等に任されていることになる。食品の安全・安心を最大限に維持・確保するには全ての品目を対象とすることが理想とはいえようが、それによって生じる手間やコストを考えると、選別的に対応するのが現実的な方策となる。選別的に対応するということは、対象としないものとの間に差別性を生じて「安全・安心」の提供が商品の高付加価値化に結びつくことを意味し、生産者・農協等の販売力強化に資するということとなる。

このため、生産者・農協等は販売力強化の一手段としてもトレーサビリティシステムを捉え、対象品目を選定していく必要がある。対象品目の選定に当たっては、既に一定の付加価値性を持つ有機農産物や特別栽培農産物の差別性を高めたり、一定のブランドを形成している品目についてそのブランド性を高めたりすることが考えられる。

いずれにせよ、対象品目の選定は産地のタイプや特徴によっても規定されてくるわけで、「事例」では、米について市町村単位や原料米種類単位でロットを構成し、共通の栽培方

法を生産履歴の識別単位として平均値で情報を開示する例もあった。「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」(2004.3、農水省消費安全局、以下「構築の考え方」)においても「食品毎の...特性に応じて、どのようなトレーサビリティシステムを構築するのかを十分検討する必要がある。」としているが、「事例」では、共選共販品を対象とする場合の識別単位は相対的に大口ロット(平均的情報)となり、個選品や特別栽培品を対象とする場合は小ロット(個別性の高い情報)となっており、対象品目の販売力強化に向けた取組みに際しては何を訴求対象にするかを十分に検討する必要がある。

## (2) 取組・運営主体のあり方

ここでの取組・運営主体とは、当該トレーサビリティシステムを主体となって構築する組織であり、川上、川中、川下、あるいはその連携体ということになる。「事例」においては具体的には生産法人、農協、経済連に加え行政主体としての町等がある。

しかしながら、国民食料の大宗を生産・一次販売する主体はほかでもない生産者・農協等であり、生産者・農協等はトレーサビリティシステム構築に主体的に対応していく必要がある。その際、受け皿の用意された全農安心システムを積極的に利活用していくのが一策と考えられる。

一方、スーパー等の川下からのアプローチへの受動的対応によるトレーサビリティシステムの構築があるが、これは最も消費者に近いマーケティング主体によるフィルターを通したものであり、生産者・農協等の主体性が確保される限り前向きに対応していくべきも

のと考えられる。筆者の大手スーパーへのコメントに関するヒアリングによれば、産地選定は全農県本部の力を借りて、そのコントロールの下に行うとのことであった。

いずれにしても、重要なのはトレーサビリティシステム構築に向けた取組みの中で「消費者の顔の見える販売」に近接できることであろう。

### (3) 信頼性の確保と第三者認証

適正な生産方法とトレーサビリティシステムを構築・確保したところで問題となるのが、それらの信頼性の確保であろう。

「構築の考え方」では、信頼性の確保のためには点検が重要とした上で、「取組主体が内部検査を行うこと、取組主体が、信頼性が確保された第三者機関監査や検査を依頼すること、が考えられる。」としている。

全農安心システムにおける信頼性確保は前記のとおりだが、「事例」において第三者認証を受けるものは未だ少数に留まっている。

いずれにせよ、構築したトレーサビリティシステムの信頼性確保を、当該産地・品目だけで実現することには限界があり、「構築の考え方」が言うとおり信頼性が確保された第三者機関による監査・検査が望まれよう。

### (4) 輸入農水産物の取扱い

これまで述べてきたところは国内農水産物に関するものであって、そもそもの入口において輸入農水産物の取扱いはどうなるのかという問題が一方で存在する。これについては、例えば牛肉トレーサビリティ法に基づく規制においては「いわゆる」と畜場直行牛」を除くこととなっており(注4)、ここにはトレー

サビリティが働かないことになっている。

国民食料消費における輸入農水産物の割合は金額ベースで30%に達しており、ここにトレーサビリティが働かないことには大きな問題がある。これは食料自給率の低い日本特有の問題であり、欧米並みの対応ではトレーサビリティの意義・機能範囲が狭く留まることになる。

もっとも、日本ハム(株)が、オーストラリアの100%子会社が生産する牛肉の一部について生産情報公表JAS規格の認定を受けるなど、輸入牛肉のトレーサビリティも始まってはいる(注5)。今後ともこうした取組みの拡大が望まれるが、輸入農水産物の絶対的な大きさから見れば局所的なものであり、引き続き輸入農水産物の安全安心は食品表示や輸入検疫制度等に求めることとなろう。

翻って考えると、食の安全・安心確保のためにはトレーサビリティを含む各種の食品関係諸規制で守られている国産農水産物の重要性が再認識される。農協系統は、食の安全・安心の観点からも国内農産物生産を維持・確保していく必要がある。

おわりに

繰り返しになるが、消費者に対して農産物の大宗を提供する農協系統にとって、自らが生産・販売する食品の安全・安心は積極的に確保していく必要のある命題である。

この課題は、農協経営において縦軸となる各事業課題に対してコンプライアンス(法令遵守)というものが横軸に位置するように、生産者の生産・栽培諸活動や、農協、経済連、全農の購販売事業に横断的・共通的に要請される課題である。

農協系統は、安全・安心な農産物の提供という責務の中で、全国規模で生産履歴記帳運動を的確に継続実施するとともに、「JA米」の取扱い・カバレッジ拡大を図りつつ、同時に生産物の販売力強化の視点からもトレーサビリティシステムに的確に対応していく必要がある。

(内容は2005年12月15日現在)  
(藤野信之)

(注1) 農水省(2005.5)「平成16年度食品産業動向調査結果の概要 トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態」、農水省ホームページ。食品製造業940社(回収746)、食品卸売業940社(回収702)、食品小売業960社(回収698)、総合農協140(回収132)に対する郵送依頼・回収によるもので、2005.2実施。

(注2) 藤野(2005.3、12)全農聞き取り調査。

(注3) 「JA米」とは、銘柄が確認された種子による生産、生産基準に基づく栽培、生産基準に基づく栽培履歴の記帳、農産物検査の受検を要件とするJAグループのブランド米で、初年度の04年産で取扱量100万トンを目標としている。

(注4) 農水省・(独)家畜改良センター個体識別部(2003.5)「牛トレーサビリティ制度実施の手引き(生産・と畜段階)」、農水省ホームページ。

(注5) 「日本ハム、豪にトレーサビリティ対応の新工場竣工」、『日本食糧新聞』2005.1.21付けほか。

#### <参考文献>

- ・(社)食品需給研究センター(2005.3)『トレーサビリティシステム導入事例集』
- ・同(2005.3)『トレーサビリティ導入促進事業実施地区概況調査報告書』
- ・新山陽子編(2005.7)『解説 食品トレーサビリティ』、昭和堂
- ・東野裕広(2005.7)「『生産履歴記帳運動支援システム』の開発と普及」、同上所収、P.265~272
- ・農水省ホームページ
- ・全中ホームページ

## 担い手への園地集積で産地の発展を図るJAみっかび

### 1 はじめに

「農協の中期的課題」シリーズの第3回目は、みかんの産地としてブランド力のある静岡県のJAみっかびを取り上げる。

### 2 管内と当JAの概況

当JAは、三ヶ日町一町を管内としている（三ヶ日町は2005年7月1日に浜松市と合併）。三ヶ日町は、みかんの産地として有名であり、町の総面積75.65km<sup>2</sup>のうち2割強に相当する17.26km<sup>2</sup>が柑橘園となっている。三ヶ日町の総世帯数4,398戸（2005年4月）のうち、農家世帯数は1,568戸（2000年度センサス、以下同じ）と35%強を占めている。ただし兼業化が進んでおり、専業農家数は294戸と2割以下で、第一種兼業農家が419戸（26.7%）、第二種兼業農家が621戸（39.6%）となっている。農家戸数は95年度センサス時の1628戸から3.7%の減少と減少傾向となっているが、経営耕地面積別にみると、2ha以上が323戸（95年度）から327戸に増加する一方、1ha未満の農家戸数が848戸から796戸に減少する等、徐々に二極化が進んでいることが特徴といえる。

1町を管内としているため、当JAの組合員数は2,856人と全国平均9,609人に比べ小規模である。第1表は、当JAの正組合員1人当りの事業量、職員数等を全国平均と比べたものである。特徴としてあげられるのは、第一に、貯金、貸出、共済保有高、販売事業取扱高、購買事業取扱高等、全般的に正組合員当りの事業量が全国平均を上回っていることである。組合員の組合への結集度の高さや組

合員経済の豊かさが示されているといえよう。第二に、主要事業の事業利益がバランスがとれていることである。部門別損益計算の税引前利益でみると、生活その他事業は若干の赤字であるものの、農業関連事業は信用事業を上回る黒字を計上しており、共済事業利益への依存度も、他の農協に比べれば低いものになっている。第三に、収益性が高いことである。事業管理費比率は77.2%と全国平均の93.2%を大きく下回っている（第1表）。

第1表 JAみっかびの概要（2003事業年度）

	単位	実数	正組合員1人当り事業量、利益等（*は正組合員千人当り）		
			JAみっかび	全国	全国比較
		単位	JAみっかび	全国	全国比較
		a	b	c	b/c(倍)
組合員数合計		2,856			
うち正組合員		1,752			
職員数	人	156	89.1*	48.6*	1.8
うち営農指導員		12	6.8*	2.9*	2.3
生活指導員		2	1.1*	0.5*	2.2
本所+出先機関数	店	2	1.1*	4.3*	0.3
出資金		3.1	18	30	0.6
貯金残高		490	2,794	1,494	1.9
貸出金残高		90	515	419	1.2
長期共済保有契約高		3,768	21,507	7,356	2.9
販売事業取扱高		79	451	92	4.9
うち米		0.1	1	23	0.0
果実		64	368	9	40.8
購買事業取扱高	億円	56	320	71	4.5
うち生産購買品		34	193	47	4.1
生活購買品		22	126	24	5.3
事業総利益		19	111	41	2.7
事業管理費		15	85	38	2.2
事業利益		4	25	3	8.4
経常利益		5	28	4	7.0
部門別損益(税引前当期利益)構成比					
信用事業		25.5	25.5	88.9	
共済事業		65.0	65.0	116.1	
農業関連事業	%	32.9	32.9	31.5	
生活その他事業	%	0.3	0.3	18.2	
営農指導事業		23.1	23.1	55.3	
事業管理費比率		77.2	77.2	93.2	0.8

資料 三ヶ日町農業協同組合「現況のご報告（平成15年度）農水省「総合農協統計表」、農中総研「農協信用事業動向調査17年度第1回」

（注）部門別損益(税引前当期利益)構成比のみ2004事業年度で、全国の数字は、「農協信用事業動向調査」でデータが把握できた242農協の平均値。

### 3 第9次5か年計画の総括

当JAでの中期計画（第10次3か年計画、2005年度～07年度）の策定は、第9次の5か年計画の総括作業から始まった。県中央会の指導によるが、従来は中期計画は5か年で策定していたものを、今次からは、事業環境の変化の速さも考慮し、3か年の中期計画となった。

第9次の5か年計画の総括としては、農畜産物の産地強化、組合員のゆとりある生活と豊かな地域づくり、消費者への新鮮で安全、安心な農畜産物の提供、JA経営の健全性、透明性の向上、の4つの貢献があったとの評価であった。具体的には、については、光センサー選果機・マッピングシステム・気象観測システム導入による柑橘生産指導の充実強化とJA農畜産物のブランド統一化に向けた取組が図られた。については、ふれあいセンター（冠婚葬祭旅行センター）の休日祭日営業対応、地域葬祭対応の充実、LPG安全化システム（ガス漏れ等の際に自動的にガスが停止する装置）設置の安全化対策がはかられた。については、ふれあい市（Aコープ内の地場農産物コーナー）の充実、地場産品（メロン、いちじく）即売フェア、JA三ケ日牛、JA三ケ日フレッシュポーク試食販売の定着化が図られた。については、新たに融資審査課の設置、給油所部門を三農サービス(株)へ移管、Aコープ都筑店閉店等の経営改善に取り組み、経営の健全化に努めてきた。以上4点が、農協内部で、評価すべき項目としてあげられた。

第9次5か年計画で未達となった主なものは、柑橘類を補完する農産品として単品で1億円以上の販売額となる販売品をそだてることを目標にしてきたが、それが実現できなかったことであるという。具体的には生け花で

利用するユーカリの産地化に力を入れたが、優良苗の確保ができなかったこと等により、栽培者数、面積ともに目標に至らなかったことがあげられるとのことであった。この点に関しては、第10次3か年計画の中でも課題としてとりあげられている。

### 4 第10次3か年計画の内容

#### （1）組合員組織代表、行政、学識経験者もまきこんだ10年後のビジョン策定

そして第10次3か年計画策定にあたっては、学識経験者、行政、農協の部長以上の管理者、柑橘出荷組合や女性部、農青連等の組合員組織の代表者、農事部長会会長、支部長会会長等、総勢25名程からなる審議会を立ち上げた。そこでは、10年後の目標を「自然と共生し豊かな農業生産の地域づくりと健全なJAづくりをめざします」とすることがまず決定された。そしてその10年後の目標を達成するための最初の3か年として、第10次の3か年計画は位置づけられている。

第10次3か年計画においては、基本目標として、「 . 担い手の育成と地域農業の発展に貢献します」「 . 事業改革を進め、組織づくり・人づくりに努めます」「 . 環境にやさしい農業で、安全・安心な農畜産物にこだわり、有利販売に努めます」「 . 経営の健全性・透明性の向上に努めます」の4つが、審議会で決められた。

これまでの中期計画では、組合員組織の代表者が計画策定に参画することはなかったというが、組合長の発案で、組合員の意見をより反映した計画作りが必要との観点から、組合員組織代表者も加えた審議会方式とられたとのことである。そして審議会で決定した基本目標に対する具体的な戦略を、農協の各部署

が検討するという計画の決定プロセスをとった。

## (2) 担い手育成に向けた農協の方針

中でも重要な基本目標「 担い手の育成と地域農業の発展に貢献します」の内容についてやや詳しくみてみよう。基本目標は以下の4つの基本戦略に具体化されている。

### 基本目標

担い手の育成と地域農業の発展に貢献します。

### 基本戦略

1. 中核的担い手の明確化と具体的支援策の実践
2. 多様な担い手の育成と地域農業の維持
3. 農地の有効活用
4. 地域からの声を反映した農政活動の強化

「中核的担い手の明確化」ということが基本戦略の一つにあげられた背景には、国の政策の影響がある。それは、2005年3月に出された農林水産省の「果樹農業振興基本方針」の中で、「産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする『果樹産地構造改革計画』(以下『産地計画』という。)を策定する必要がある」とされ、産地計画には「『担い手の明確化』、『担い手への園地集積の取組方法』、『園地基盤の整備』、『販売戦略』等を定める」ことになっていることである。また、同基本方針によれば、「国による産地への支援は、原則として、産地計画の策定、実行を要件とする」とされていることから、今後の産地の維持にとって、産地計画の策定、それに関わる担い手明確化等が必須の作業となったという事情がある。

それを受けてJAみっかびでも早速産地計画策定に向けて全正組合員アンケートを行った。

その内容は、生産作目等基本的な事項に加え、柑橘生産を行っている組合員に対しては、柑橘生産の現状と将来展望を中心に、将来の柑橘栽培について、規模拡大、規模縮小、現状維持、栽培を止めたいの4つの選択肢から回答してもらっている。そして拡大したい場合の目標面積や規模拡大の方法(園地購入、借入等)や購入(借入)園地の希望条件、縮小したい場合は縮小方法(売却、賃貸、廃園等)等、詳細にわたる質問項目によって、組合員の今後の営農の展望に関する把握を行おうとしている。正組合員アンケートには組合員の園地ごとの現状と展望についての意向調査も含まれている(アンケート結果は現在集計中である)。

そして問題となるのは、農協側で描いている産地構想と、それぞれの農家の将来展望との間にずれが生じた時であるという。耕作を維持している場合はともかく、突然耕作を放棄されるといった事態は、近隣園地への悪影響もあって防いでいかなければならない。そのためにも、園地の流動化、集約化を進めていかなければならないとする。

## (3) 農協独自の農地銀行立ち上げ

三ヶ日町が他のみかん産地と異なるのは、比較的緩傾斜地が多いために機械化が進んでいることである。規模拡大意欲のある農家も200~300戸程度はあるのではないかとみられ、みかんの生産量も微増傾向で、耕地面積も拡大している。ただし生産者の数全体としては減少傾向にあり、産地として生産量を維持するためには、規模拡大意欲のある農家にいかにスムーズに農地を集積させていくかがポイントになるということである。

農協が今回の3か年計画の基本戦略の1つである「中核的担い手の明確化と具体的支援

策の実践」の中で、中核的担い手に農地を集積させるために、農地流動化の活性化策として中心に据えているのは、農協独自の農地銀行立ち上げである。農地銀行は、農協が農地を貸したい人から農地を借り受け、借りたい人に貸す仕組み（ただし貸借には農業委員会の承認が必要）である。農協が独自に農地銀行を立ち上げるに際しては、農業委員会が決められている標準小作料を基準としつつ、園地の傾斜度や機械作業の可能度合い、樹齢等を考慮した農協独自の賃貸借料の算定法づくりをまず行った。それによって、貸し手、借り手双方ともに納得のいく賃貸借契約が可能になる基盤ができたということである。

また農地銀行を補うものとして農協が出資して農業生産法人を設立することも予定されている。農業生産法人は、農地銀行に賃貸希望となった園地に対し賃借希望者がみつからない場合農地を借り受けて耕作をする組織として位置づけられており、同時に農協保有の土地を農業生産法人の管理にし、そこを新たな作物試作の場とすることも考えられている。

#### （４）組合員合意による中核的担い手明確化

国の支援が担い手中心へと移行する中で、JAみっかびとしても、地域農業を担っていく中核的担い手を明確化する必要があるとの認識が、「中核的担い手の明確化」という基本戦略には現われている。そして、中核的担い手の明確化は、組合員による合意を積み上げる方式をとることである。そのために各組合員組織（柑橘出荷組合、農事部、女性部、農青連、各支部等）の代表からなる協議会を開催し、協議会の中でJAみっかびとしての中核的担い手を明確化していく考えである。

中核的担い手に対する農協からの具体的支

援策としては、例えば傾斜地をなだらかにする基盤整備事業に関して、行政からの補助金等が活用できないか等を農協で検討し、できるだけ安価に基盤整備ができるように支援していくこと、柑橘周年販売体制に向けて中晩柑の導入を提案していくこと、税務等の経営支援、農業融資について農業者相談員の設置といった体制整備をしていくこと、等がある。

#### （５）多様な担い手の育成と地域農業の維持

中核的担い手の明確化とともに、基本戦略の１つにあげられているのが「多様な担い手の育成と地域農業の維持」である。兼業農家や高齢者も含めた農業の活性化を図っていかないと、兼業化が進む中では、地域農業自体が維持できないことが背景にある。このために、第10次3か年計画の中では、ふれあい市を通じて女性部員や高齢農業者の農業生産活性化、農業所得の補完をし、地域農業を維持することが目標としてかけられている。また、農協に農作業委託の連絡があった時に農作業を受託するFサポートという組織（第9次5か年計画時に農協が支援をして立ち上げ、現在12～13名程度が登録されており、農協は受委託相談の連絡窓口となっている）の活用や、農協独自の農作業受託組織をつくっていく方針もある。

#### 5 おわりに

三ヶ日町のような全国的なブランド力のある産地においては、規模拡大意欲のある農家もある程度おり、そのような農家に農地を集積していくことが、産地としての産出量を維持していく上で重要となっている。JAみっかびの第10次3か年計画は、農協がその中心として機能する姿が明確になっている中期計画といえよう。（小野沢 康晴）

## 日本における落花生の生産と輸入の動向

### 1 はじめに

「落花生」の名称は「花が地面に落ちて実が生まれる」というところから来ており、英語ではピーナッツ( *pea*(豆) + *nut*(木の实) = 「木の实のような豆」という意味)である。落花生はたんぱく質、脂肪、ビタミンなど栄養価に富み、世界全体で36百万トン(FAO統計、からつき)生産されている。最大の生産国は中国(14百万トン)であり、その6割は油脂用であるが、日本では主につまみや菓子として食べられており、料理に使われることもある。

日本における落花生生産量の7割強は千葉県で生産されており、落花生は極めて地域的な作物であるが、ウルグアイラウンド合意以降、落花生は関税割当制度のもとにあり、二次関税率は高い水準に設定されている。

### 2 落花生の需給構造

04年における日本の落花生消費量は112千トン(むきみ)であるが、落花生の消費量は菓子類の多様化等の影響により減少を続けてきた。

このうち国産品と輸入品を分けてみると、国内生産量は大きく減少し(過去30年間で7分の1に減少)、04年では国産品は需要量全体の11.9%を占めるに過ぎなくなっている(第1表)。輸入品は需要量全体の9割近くを占めているが、需要量の減少により輸入量も頭打ちであり、また、近年では生の落花生の輸入量より加工品(煎った落花生、揚げた落花生)の輸入量のほうが多くなっている。

なお、国産の落花生は全て大粒タイプであ

第1表 落花生の需給構造(2004年)

(単位: トン、%)

		生産量・輸入量 (むきみ換算(注1))	割合
国内生産量		13,415	11.9
輸 入 量		98,867	88.1
輸 入 量 内 訳	生		
	大粒	19,089	17.0
	小粒	22,042	19.6
	煎ったもの	14,693	13.1
	揚げたもの	37,536	33.4
	その他	5,507	4.9
計		112,282	100.0

資料: 農水省「作物統計」、財務省「貿易統計」他

(注) むきみ換算率は、からつき0.75、ピーナッツバター0.9

るが、輸入品については、豆菓子等加工用に小粒タイプが22千トン輸入されている。

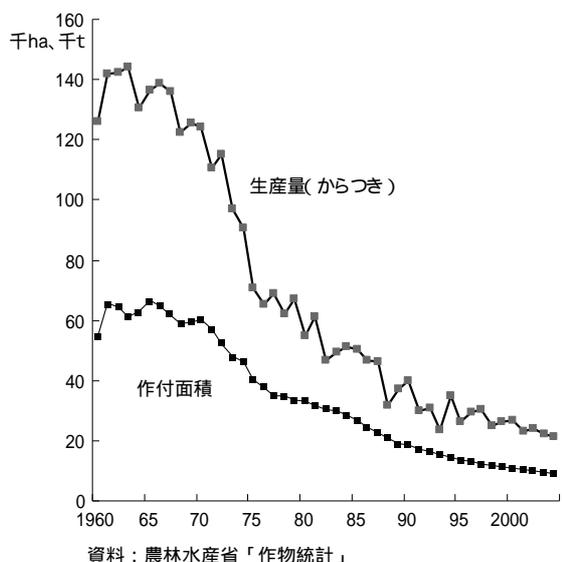
日本での落花生の消費形態は、バターピーナッツ(からをとって油で揚げたもの)としての消費が4割であり、からつきでの流通量は全体の2割であるが、国産品についてはからつきが5割を占めている。

### 3 国内生産の動向

04年における落花生の作付面積は9,110ha、生産量(からつき)は21,300トン(むきみでは13,415トン)であり(単収は234kg/10a)、作付面積、生産量は減少を続けてきた(第1図)。

また、かつては多くの県で落花生を生産しており、例えば70年の主要生産県を見ると、千葉県(53,200トン)、茨城県(37,300トン)、栃木県(8,460トン)、熊本県(6,140トン)、宮崎県(4,830トン)であり、千葉県の割合は42.8%であった。しかし、その後、全国の生産量が大きく減少するなかで千葉県の減少

第1図 落花生の国内生産量



の程度が小さかったため、04年では千葉県の生産量が全国の74.6%を占めており（2位の茨城県が14.0%）、現在では、国産の落花生と言えば千葉県というような状況になっている（第2表）。なお、千葉県の主要生産地域は、八街市、千葉市、佐倉市、富里市である。

落花生の粗生産額は95億円（03年）であり、これに匹敵する農産物はこんにゃくいも、たけのこ、いちじく、そば等である。

第2表 生産量に占める千葉県の割合

（単位：トン、%）

	千葉県	割合	茨城県	その他	計
1960	59,400	47.2	37,400	29,000	125,800
1970	53,200	42.8	37,300	33,700	124,200
1980	23,400	42.7	17,500	13,900	54,800
1990	24,000	59.9	8,060	8,040	40,100
2000	20,300	76.0	2,870	3,530	26,700
2004	15,900	74.6	2,990	2,410	21,300

資料：農林水産省「作物統計」

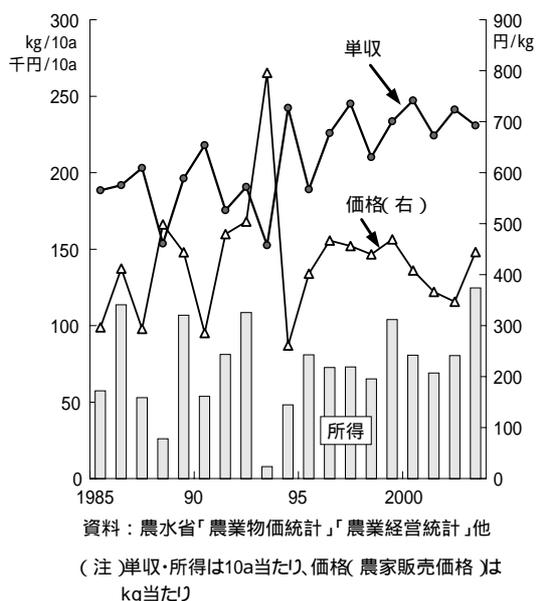
#### 4 落花生の経営収支

落花生を生産している農家（販売農家）は12,894戸（2000年農業センサス）であり（うち千葉県が6割）、1戸当りの平均作付面積

は0.84haである。

落花生の価格は収量によって大きく変動するが、95年以降は比較的安定している（第2図）。生産費統計（03年）によると、10a当たりの生産費（全算入）は166,017円、30kg

第2図 落花生の価格と所得



資料：農水省「農作物価統計」「農業経営統計」他  
（注）単収・所得は10a当たり、価格（農家販売価格）はkg当たり

当たりの生産費は16,038円であり、10a当たりの所得は125千円である。過去3年間の10a当たりの平均所得は91,359円であり、落花生を1ha生産した場合の所得は91万円である。これは稲作の所得よりはいいが（稲作の所得は1haで50万円）、落花生の作業は機械化が遅れているため、10a当たりの労働時間は米の2倍の60.9時間である（うち収穫26.2時間、除草14.3時間、播種11.9時間）。担い手の高齢化のなかで生産農家、生産量が減少してきたが、落花生生産によって得られる1日当たりの所得は8～9千円になり、兼業農家にとっては貴重な収入源になっている。

#### 5 輸入制度と輸入動向

落花生の輸入は、加工品については既に自

由化しており（煎った落花生は1973年に輸入自由化）、生の落花生についても、ウルグアイラウンドの結果、それまでの輸入割当制度は廃止され、95年より関税割当制度に移行した（注）。05年の関税割当数量（1次枠）は75千トン（うちバージニアタイプ22千トン、非バージニアタイプ51.2千トン、沖縄枠1.8千トン）であり、枠内の関税率は10%である。この割当数量を超えると二次関税がかかり、現在は617円/kg（従量税）である（従価税で計算すると500%）。なお、搾油用落花生の関税は無税であるが、日本では搾油用の落花生輸入はほとんどない。

一方、加工品（調製品）の関税率は、煎った落花生、揚げた落花生は21.3%、ピーナツバターは加糖12%、無糖10%である（第3表）。

落花生（生）の輸入量は、かつては輸入割当制度のもと一定限度以内に抑えられていたが、関税割当制度に移行後も割当数量以内に留まっている。このうち、大粒（バージニアタイプ）は割当枠（22千トン）に近い輸入量があるが、小粒（非バージニアタイプ）については、国内需要が乏しいため枠（51.2千ト

第3表 落花生の関税率（2004年）

品名	品目番号	税率	
生落花生	搾油用	1202 .10 - 010 20 - 010	無税
	限度数量以内	1202 .10 - 091 20 - 091	10%
	限度数量以外	1202 .10 - 099 20 - 099	617円/kg
煎った落花生	2008 .11 - 291 11 - 292	21.3%	
揚げた落花生	2008 .11 - 299	21.3%	
ピーナツバター	加糖	2008 .11 - 110	12%
	無糖	2008 .11 - 210	10%
その他加糖調製品	2008 .11 - 120	23.8%	

（注）限度数量（アクセス数量）は75千トン

ン）を大きく余している状態が続いている。その一方で、近年、中国から揚げた落花生の輸入量が増大している（第4表）。落花生の総輸入量は、95年頃までは増加したものの、近年は需要の低迷によりほぼ横ばいで推移している（第3図）。

第4表 落花生の輸入国

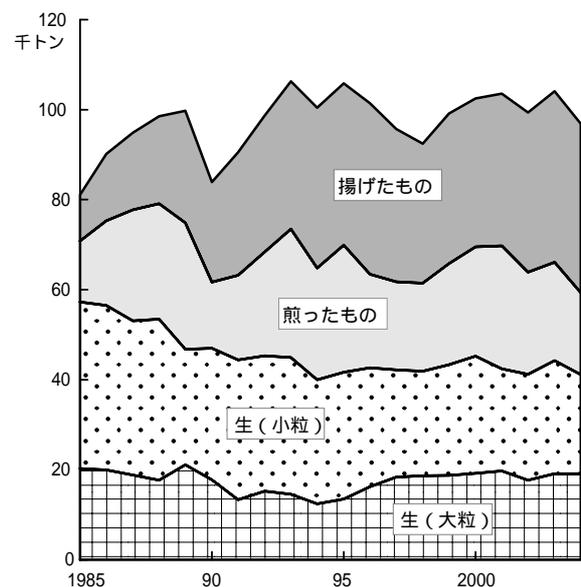
（単位：トン）

	1975	1980	1990	2000	2004	
生(大粒)	輸入量	19,437	19,101	17,770	19,183	19,089
	うち中国	12,394	12,389	13,381	19,064	19,007
	うち米国	6,854	5,745	4,389	119	80
生(小粒)	輸入量	31,810	42,620	29,202	26,033	22,042
	うち中国	784	6,441	10,309	8,482	10,440
	うち米国	9,409	22,355	9,227	7,649	4,850
煎ったもの	輸入量	..	7,281	14,705	24,335	18,169
	うち中国	..	4,832	13,766	24,218	18,032
揚げたもの	輸入量	..	..	22,211	32,959	37,536
	うち中国	..	..	19,808	32,948	37,525

資料：財務省「貿易統計」

落花生の輸入先を見ると、かつては米国からも多く輸入していたが、米国の落花生は小粒が主であり、また中国産のほうが価格が低いため、米国からの輸入量は減少し、中国か

第3図 落花生の輸入量推移



資料：財務省「貿易統計」

らの輸入量が増加してきた。現在では、落花生の輸入量の8割は中国からのものであり、特に加工品はほとんどが中国産になっている。

なお、中国は世界の落花生生産量の4割を占めており（次いで多いのは、インド、ナイジェリア、米国、インドネシア、スーダン）中国は近年生産量を急増させている。中国は輸出量も世界最大であり、世界の多くの国に落花生を輸出しているが（日本向けは輸出全体の8%）、中国が輸出に向けているのは生産量の6%のみ（640千トン〔むきみ〕）である。また、米国も世界第4位の落花生生産国であり、生産量の14%を輸出しており、輸出量は中国、インドに次いで多い（主にカナダ、メキシコ、EUに輸出）。

（注）米国は1986年に、落花生を含む農産物12品目について日本が行なっている輸入制限がGATT違反だとしてGATTに提訴した。落花生はGATT裁定で「灰色勸告」を受け、88年の日米合意により輸入枠を拡大し制度の一部を変更した。

## 6 今後の見通し

日本では、輸入品はからをとった「ピーナツ」（むきみ）国産品はからつきの「落花生」と、市場の棲み分けが行なわれており、国産品は輸入品より高い価格で取り引きされている。戦後、菓子類の多様化のなかで、からをむいて食べる落花生は簡便さに劣り（食べた後のからがゴミになる）、他の菓子に市場を奪われたと考えられる。また、からをあらかじめ除去したピーナツも、他の菓子（ポテトチップ等）との競合により消費量は伸びていない。

需要量減少と中国からの輸入増大により、国内の生産量は大きく減少し、現在は国産品は総需要量の1割程度を供給するに過ぎないところまで減少している。しかし、その結果、

逆に国産品は希少価値が増し、現在では贈答用などに多く使われるようになり、輸入品とは異なる価格がついている。そのことを統計データでみると、輸入品の価格は、関税を払ったあとでも生は128円/kg、揚げたものは164円/kgであるが、国産品（卸売価格）はむきみ1,009円/kg、からつきは412円/kgであり、むきみでは8倍近い価格差がある（第5表）。国産品は、生産量が少なくなったために、輸

第5表 落花生の国産価格と輸入価格

（単位：円/kg）

区 分			価格
国産品	生産費	a	552
	卸売価格(からつき)	b	412
	卸売価格(むきみ)	c	1,009
輸入品	生落花生	d	116
	煎ったもの	e	125
	揚げたもの	f	135
輸入品 (関税後)	生落花生(1次)	d+10%	128
	生落花生(2次)	d+617円/kg	733
	煎ったもの	e+21.3%	152
	揚げたもの	f+21.3%	164

資料：国産品は千葉県落花生協会調べ、輸入品は財務省「貿易統計」

（注）国産品価格は02～04年の3年間の平均、生産費は01～03年の実績、輸入品は03年実績（CIF価格）

入品に比べて鮮度、安全性、味が高く評価されるようになり、輸入品より高い価格で取引されていると考えられる。

ただし、国産品と輸入品が全く異なる商品というわけではなく、中国でも今後品質向上の努力が行なわれるであろうし、関税率が引下げられると、国産品価格にも影響が出てくるであろう。そのなかで、国産の落花生が生き残っていくためには、輸入品とのいっそうの差別化、消費拡大のためのマーケティング努力、コスト・労働時間削減のための作業機械化等が求められるであろう。（清水徹朗）

### どうなる、これからの水産物消費

食品消費の動向に関しては、これまで食の外部化、個食化、簡便化が多く指摘されてきた。女性の社会進出や核家族化等の社会構造の変化、あるいは生活時間の多様化等消費者の生活様式面における変化がその背景とされるが、近年はこれに少子・高齢化が加わる。さらに、今年から人口減少に入ったとされる人口減少問題もある。今後は、少子・高齢化や人口減少問題という視点も食品の消費動向をみる場合に必要となろう。水産物消費に関しても然りである。

総務省の『家計調査年報』は、世帯主の年齢階層の上昇につれて世帯員1人当りの生鮮魚介類の購入量が増える傾向にあることを示している。ちなみに同購入量は、世帯主年齢29歳未満層の5kg台半ばに対し60歳以上層では19~20kgとなっている。したがって、この傾向が今後も続くものとすれば、肉食に限定されるとはいうものの、生鮮魚介類の消費は増えることとなる。団塊世代等の高齢化に伴い、生鮮魚介類の高度消費層が人口の減少以上に増大するからである。

しかし懸念すべき指摘もある。月刊誌『漁協経営』（現誌名『漁業と漁協』）の「日本人は魚を食べているか」という連載（2005年4月号以降）では、現在50歳以下（1979年時点で24歳以下）の世帯主層は、年齢が高くなっても世帯員1人当たりの生鮮魚介類の購入量を増やさない（9kg前後でほぼ一定）と指摘している。この層では、外食の「すし」や調理食品としての「すし（弁当）」、「うなぎの蒲焼」も振るわない。その背景については米飯との関係を匂わせているが、果たしてどうか。連載の今後の展開に注目しているが、

筆者としては『変わる家族 変わる食卓』（岩村暢子著、勁草書房、2003年刊）でいう「現代主婦」層との妙な符合が気になる。

「これでいいのか！子どもの食卓」というタイトルで放映されたテレビ番組（2005.10.27 NHK放映『難問解決 “ご近所の底力”』）にも衝撃を受けた。“子どもの食生活の乱れ”をとりあげたものだが、その背景としてしっかり学ぶ機会が少なかったとの理由で満足に料理のできない母親像が描かれていた。まさに「現代主婦」層であり、前記の本が指摘する「食の軽視」「子どもの好みの尊重」「(食の)あるべき姿の喪失」等の背景でもあろう。

だとすると、生鮮魚介類が減ってもその分調理食品に置き換わる、ということにはならないのではないかと。確かに、「骨なし魚」や「骨ごと食べられる魚」等食べやすさを強調した商品、あるいは食の簡便化に沿った調理食品の開発も続いている。頭、内臓、骨など一定の処理を必要とする魚の消費にそれなりに貢献しよう。しかし、主菜と副菜の区分などなく、食事バランスにも無頓着な食事をする人に対してどれほど効果があるのか、とも思う。水産物に限定される問題ではないが、「触るのがイヤ」「臭いがイヤ」という主婦が増えてきているとの指摘もあり、より影響は大きい。

まさに、地域に根ざした食育や番組で紹介された「となりのおばちゃん」による料理指南など、食文化伝承への取組みが重要となっている。今後の水産物消費の動向については、こうした視点からも注視していきたい。

（出村雅晴）

## 『野菜の価格形成分析』

(菊地哲夫著、筑波書房)

農協の販売事業の販売・取扱高に占める野菜の割合は、1998年度以降、米の割合を上回るようになり、農協の販売事業において野菜の重要性が増してきた。そして現状では、農協による野菜の販売チャンネルは卸売市場出荷が大宗を占めている。

本書では、卸売市場出荷における野菜の価格形成メカニズムについて、産地の影響力に注目しつつ、理論的かつ実証的に解明している。序章を含めて8つの章と補論から構成されているが、ここではとくに興味深い第3章と第6章について内容の一部を紹介したい。

まず第3章「野菜の段階別価格の相互関係と価格形成」では、野菜の生産者価格、卸売価格、小売価格の相互の関係について分析している。

分析結果によると、各段階の価格は互いに相関が強いことが示されている。またスーパーによる小売価格の決定では仕入価格に利益を付加するマークアップ方式が採用されていること、そしてスーパーを含む小売店では、マークアップ率が卸売価格が高騰した局面では低く抑え、下落した局面では高めることにより、値頃感を引き出す行動がとられていることが明らかにされている。さらに、特売以外の通常の取引においてはスーパーが一方向的に価格要求することはないことが示されている。他方、産地の卸売市場対応については、とくに過剰出荷期において、出荷量調整が価格下落抑制効果を発揮しており、卸売価格は産地側の出荷状況により形成されていることが示されている。

従来の研究成果では、小売段階において存在感を強めたスーパーが卸売市場での価格形成に大きな影響を与えているとされていた。しかし本書の分析では、スーパーでは仕入価格をベースに利益を付加する形で売値が決められ、卸売価格の形成にはむしろ産地側の影響力が強いことが明らかにされていることは興味深い。

また第6章「輸入野菜の増加が国内卸売市場に与える影響と国内産地との競争関係」では、国産と、急増している輸入野菜との競争関係が分析されている。中国産野菜の国内卸売市場へのお荷量の変化が卸売価格に与える影響を計測した結果によると、計測対象のねぎ、ごぼう、生しいたけのいずれにおいても中国産の増加は卸売価格を引き下げる効果があることが明らかにされている。今後も増加が見込まれる中国産野菜の輸入による卸売価格への影響を指摘しており、国内産地はコスト削減とともに「輸入野菜との差別化を明瞭にし、棲み分けを視野に入れた方策が今後の展開方向の一つ」と結んでいる。

ここで紹介した内容以外に、卸売市場におけるせりや相対といった取引形態の違いと価格形成との関係についても分析している。農協関係者にとっては今後の販売戦略を考える上で示唆に富む絶好の書であり、一般の読者にとっても普段食している野菜の価格形成についての理解を深める上で非常に参考になる好著であるといえよう。

(2005年5月 税込3,150円 156頁)

(尾高恵美)

## 木材価格と林業支援

スギの価格下落がひどい。2000年住宅品確法以降はもう一段下がり、昨今では径級の小さい丸太は立米1万円を切るところも出ている。スギ50年生の立木ベースで計算すると、皆伐の場合1haあたり材積670立米として売却代金は295万円、新植保育間伐等の育林経費270万円を差し引くと手元に25万円しか残らない。丸太ベースで考えても同様で、伐出集材コストが立米当たり7~20千円ぐらいかかるので場所によっては持ち出しになる。まして間伐材となれば単価はもっと低い。投資した資金の利子費用さえ賄えない。つまり木材生産業としての林業は成立しておらず、我が国ではこの状況になって久しい。しかし森林は単に木材を産出するのみならず社会的公共財としての多面的機能を持っており、我々人間社会にとっては不可欠な存在である。

これまでは厳しい環境下においても森林

<木材価格の推移(単位:円/立米)>

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2004年
スギ立木	19,726	22,707	15,156	14,595	11,730	7,794	4,407
スギ丸太	31,000	38,700	24,900	26,000	21,700	17,200	13,500

(平成16年度版)森林・林業白書より

所有者や森林組合等の山元が、自己収入を度外視したり、労賃・労働条件を削って半ば社会奉仕的に森林整備を担ってきたがもう限界である。日本の森林と林業には持続可能な水準の補助金や人的サポート等を含む国民的な支援が不可欠になっている。厳しい財政事情下、人工林1千万haすべてにこうした支援は事実上困難であるため、経済林として支援を得ながら今後も経営する森林を絞り込み、できないものは再線引の上で自然力を生かした施業を確立することで混交林化・自然林化をはからなければならないだろう。経済林施業も従来の皆伐一斉造林から育林コストの低い複層林・長伐期・択伐施業へと変えていくべきだろう。

また、森林・林業危機に対処するには山元でも従来の林業のあり方を考え直すことも必要だ。世代交代により森林の経営に関心や意欲の低下した零細森林所有者をとりまとめて効率的な施業やそのための路網整備を行って、森林の場所や機能によっては保安林指定等も行い、コスト削減と放棄林回避へ向けた取組を強めるとともに、多様な森林の恵みを活かすビジネスへと林業を変えていかねばならない。これまで以上に森林組合本来の機能強化が求められているといえる。

(田中一郎)